

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

1、商工業、観光、スポーツ及び都市間交流、農林畜産業、建設、上下水道事業に関する事項についてを議題といたします。

初めに、(1)所管部局の業務概要の説明について、市政のあらましに基づいて、理事者から説明願います。

○上田経済部経済交流課長 経済部の所管業務について御説明申し上げます。

経済部では、ものづくりや商業などの産業振興、雇用・労働施策や金融支援、企業誘致及び動物園に関する事項を所管しており、組織は、経済総務課、経済交流課、産業振興課、企業立地課の4課と、第1種施設である工芸センター、旭山動物園の2施設でございまして、職員数は7月1日現在で、87名となっております。

所管業務に関わる主な事業の概要につきましては、市政のあらまし(行政編)の189ページから209ページまでに掲載されております。

また、所管する施設につきましては、市政のあらまし(施設編)の57ページから64ページまでに掲載されておりますが、先ほど申しました、工芸センター、旭山動物園のほか、旭川まちなかしごとプラザ内にございます旭川市職業相談室、工業技術センターなどがございます。

続きまして、主な事業の概要につきまして、市政のあらまし(行政編)に基づき御説明いたします。

初めに、3、工業の振興についてでございます。

まず、197ページ、12、あさひかわデザインハブ検討費についてでございます。これまで、あさひかわ創造都市推進協議会を母体として地域のデザイン活動に取り組んできておりますが、その活動に必要な拠点の機能について、実践的な活動を通じて検討を行ってまいります。また、デザイン活動の実践素材の一つとして、フードフォレスト旭川構想をテーマに、石川CDPの監修の下で地域デザインプロデューサーを活用しながら、デザイン思考による1次産品、1次加工品のブランド化の方法について探求しており、将来的なデザイン思考の導入とイノベーションの創出を促進してまいります。

次に、同じページの14、機械金属業認知度向上補助金でございます。本市の機械金属製造業の人材確保を目的に、業界の認知度向上を図るため、金属加工、メタルワーク体験事業や、自社の魅力向上づくりセミナーの開催等の取組を行う、旭川機械金属工業振興会に対し補助金を支出し、支援するものでございます。

次に、その下、15、IT企業進出支援事業でございます。情報通信関連企業の本市への立地を促進するため、市内に新たに事業所を開設する事業者が一定の雇用の増加を図った場合に、オフィス賃借料などの経費の一部を最大36か月間補助するものでございます。

次に、8、雇用・労働福祉施策についてでございます。208ページの5、若者地元定着促進事業でございます。若者の地元定着やU I Jターンを促進するため、企業情報提供サイト「はたらく

あさひかわ」の運営や合同企業説明会の開催、高校生を対象としたインターンシップなどに取り組むものでございます。

最後に、旭山動物園についてでございます。旭山動物園につきましては、市政のあらまし（施設編）の62ページから64ページに掲載しております。このうち、昨年度の夏期開園からオープンした施設、えぞひぐま館について御説明申し上げます。北海道を象徴する動物、エゾヒグマの新たな展示施設として、岩場や川など、エゾヒグマらしく過ごせる環境を整え、野生味あふれる行動を観察することができる施設として、来園者の皆様から好評をいただいております。また、自然や動物とどう向き合っていくかが問われている今、人と動物との関係や距離感を考える場にもなっていると考えております。また、入園者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年度に約52万人、令和3年度に約46万人にまで落ち込みましたが、令和4年度は約116万人まで回復してきております。

以上、経済部所管に係る主な事業についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〇菅原観光スポーツ交流部長 観光スポーツ交流部の所管業務について御説明申し上げます。

観光スポーツ交流部は、観光、スポーツ及び都市間の交流に関する事項を所管しておりまして、観光課、スポーツ課及び都市交流課の3課体制で、職員数は4月1日現在で、44名となっております。

所管業務に関わる事業の概要につきましては、市政のあらまし（行政編）の210ページから224ページまでに掲載されております。また、所管する施設につきましては、市政のあらまし（施設編）の65ページから74ページまでに掲載されており、観光案内所関連施設、道北アークス大雪アリーナ、リアルター夢りんご体育館などがございます。

それでは、主な事業の概要につきまして、市政のあらまし（行政編）に基づき、御説明をいたします。

初めに、210ページ、9、観光の現況を掲載しております。

まず、211ページ、10、観光・イベントの振興における、観光関連事業について御説明を申し上げます。212ページの4、観光プロモーション推進事業につきましては、本市を含む道北圏域での観光客誘致に取り組むあさひかわ観光誘致宣伝協議会が主体となり、圏域内の自治体等と連携しながら、本エリアへの観光誘客を図る事業を実施するものでございます。

次に、その下、5、冬季観光滞在促進事業につきましては、本市の冬を代表するイベントであります旭川冬まつりや、冬まつりと同時開催される氷彫刻世界大会に対する支援など、本市の冬季の観光促進を図るものでございます。

1ページめくっていただきまして、8、大雪カムイミントラDMO推進事業につきましては、滞在型・通年型観光の促進に向けたマウンテンシティリゾートの形成を推進し、スキー場を核とした冬季観光の促進や、各種モデル事業を実施する、一般社団法人大雪カムイミントラDMOを支援するものでございます。

観光関連事業の最後でございますが、9、アドベンチャートラベル推進事業につきましては、本年9月に北海道で開催されるアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本に、本市も主体的に参画し、サミットの会期後に本市を含む大雪圏域において、ポストサミットアドベンチャ

一を開催し、海外、大手メディア、旅行会社などの影響力の大きいメンバーを招待し、アドベンチャートラベルのコースを体験していただきます。これらを契機に圏域内のアクティビティーや自然、異文化体験など、多彩な観光コンテンツを活用して、持続可能な観光圏域としての発展を目指していくものでございます。

続きまして、同じページの11、スポーツについてでございます。2ページ飛びまして、215ページ、6、令和5年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会につきましては、7月21日から8月11日までの間に、少林寺拳法、男子サッカー、男子バレーボールの3つの競技種目別大会を、順次開催することとしております。

次に、1ページめぐりまして、216ページ、8、バーサーロペット・ジャパンにつきましては、冬季スポーツの振興と市民の体力づくりを目的とした、クロスカントリースキー及び歩くスキーの大会を開催するものでございます。

続きまして、217ページ、11、スポーツ大会等誘致推進事業につきましては、本市の充実した都市機能や気候的特性を生かし、日本代表や国内でトップクラスの実績を持つ大学等のスポーツ合宿の誘致活動などを行うものであります。

次に、218ページ、12、国際交流についてでございます。218ページから221ページまでの姉妹都市及び友好都市でございますが、これは、姉妹友好都市のアメリカ合衆国ブルーミントン・ノーマル両市、大韓民国水原市、ロシア連邦ユジノサハリンスク市、中華人民共和国ハルビン市との訪問団の派遣及び受入れや、青少年交流などを通し、友好親善を推進していくものでございます。

最後になりますが、233ページの13、国内都市交流でございますが、これは、平成27年度に姉妹都市提携いたしました鹿児島県南さつま市と、訪問団の相互訪問や青少年交流など、地域の特性や文化の異なるまちとの交流を通して、地域の活性化を図るものでございます。

以上、概括ではあります。観光スポーツ交流部の所管事業についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤農政部長 農政部が所管する事務等につきまして、御説明申し上げます。

初めに、事務分掌についてでございますが、農政部は、農業、林業等に関する事項を所管しており、農政課、農業振興課、農林整備課に加えまして、第1種施設であります農業センターの3課1施設をもって構成しております。職員数につきましては4月1日現在で、63名となっております。農政部におきましては、農業者の経営支援、水稲をはじめとした農産物の生産振興、さらには、これら本市農産物のPRにも力を入れ、事業を行っているものでございます。

それでは、主な事業等の内容につきまして、市政のあらまし（行政編）に基づき、御説明いたします。

225ページを御覧いただきたいと思っております。本市農業の現況が、226ページにかけまして掲載されております。詳細な数字の御説明は省略させていただきますが、近年、農業者の減少が続いているとともに高齢化も進んでおり、担い手の育成、確保は極めて重要な課題となっております。水稲の作付面積、生産量は全道1位であります。全体の農業生産額は、近年、ほぼ横ばいでございまして、20年前と比べると10%程度減少しております。農産物自体の消費低迷などが要因として考えられているところでございます。

次に、主な事業についてでございます。初めに、228ページの4、新規就農確保・育成対策事業についてであります。2事業内容にありますとおり、担い手が減少していく中であっても、本市農業を力強く発展させるため、新規就農者を確保し、地域と行政が一体となって、その受入れから経営発展まで一貫した支援を行っていく、そういう事業でございます。

また、5、担い手確保・育成バックアップ対策事業では、多様な農業経営の発展を推進するため、各種事業を行うほか、令和5年度におきましては、農業者、農協等関係団体による協議の場を設置し、旭川市内の各地域における将来の農業の姿を示す地域計画の策定を進めてまいります。

続きまして、230ページ、10、農産物等流通拡大支援事業では、農産物の付加価値向上や流通拡大を図るため、農畜産物の商品開発等について支援するほか、令和5年度は、旭川出身のフレンチシェフ、下國伸氏を旭川食のアンバサダーとして迎え、旭川産の米や野菜、果樹などのPR強化を図ってまいります。

次に、231ページ、14、スマート農業・省力化技術導入支援事業は、担い手の減少・高齢化による労働力不足によりまして、1戸当たりの作付面積が増加しており、経営規模を拡大していることから、作業の省力化、効率化などを図るため、GPSガイダンス、自動操舵システム等の導入を支援するものでございます。

233ページ、3、土づくり対策支援事業では、環境負荷の低減、生産性の維持、健全な土づくりを推進するために、土壌分析診断を行うとともに、生産者圃場の巡回やニュースレターの発行によりまして、土づくりについての相談対応や情報発信を行ってまいります。

次に、234ページです。5、強い園芸産地づくり支援事業は、市場競争力の強化や経営効率化を図るため、園芸作物の生産体制を整え、産地としての維持発展を図ろうとするものでございまして、5年度は、サツマイモなどの高収益作物の新規導入や生産拡大、それから暑熱対策に対する支援などを行ってまいります。

次に、その下にあります、6、農業担い手研修育成事業は、令和5年度からの新規事業でございまして、次世代を担う農業者の育成、確保に向け、農業センターに農業担い手研修育成センター機能を備えまして、市内及び近隣町の新規就農希望者や、新たな園芸品目の栽培に取り組む農業者に対して、技術研修、技術指導等を行っているものです。

235ページ、20、農業農村整備、1、農業生産基盤整備事業でございますが、その主な事業といたしまして、236ページの②生産基盤改善促進事業では、耕作放棄地の発生防止等のために、暗渠排水、除れき、区画整理に対する助成を実施することにより、将来に持続する生産性の高い営農体制づくりを進めてまいります。

次に、林業の振興に係る主な事業ですが、237ページの1番下、2、森林整備対策事業では、森林の持つ多面的機能の維持増進を図るほか、民有林の計画的整備の推進や支援を行ってまいります。5年度は、市による経営管理の委託を希望している森林所有者の民有林を現地調査してまいります。

238ページ、3、林業担い手確保・育成支援事業では、林業機械の導入支援等により、林業事業者の体制強化を図り、効率的な森林整備を促進するとともに、北海道立北の森づくり専門学院のPR支援を行うことで、林業の担い手の確保、育成を支援してまいります。

最後になりますが、農政部が所管する施設です。市政のあらまし（施設編）の75ページから8

4ページまでに掲載されておりますが、江丹別の若者の郷や市営牧場、東旭川の21世紀の森施設、そして、試験研究施設としての農業センターなどがございます。

以上、農政部所管に係る主な事業等についての説明とさせていただきます。

○中野建築部長 建築部所管の主な事業概要を御説明します。

初めに、市政のあらまし（行政編）の241ページ、2の建築行政についてであります。

1、建築確認申請等であります。この事業は、建築確認や建築許可のほか、違反建築物の是正指導などを行うものであり、令和4年度は、確認申請、許可申請を合わせ、1千218件の取扱いがございました。

2、高齢化対応住宅普及促進事業であります。この事業は、高齢者の安全、安心な住環境を形成するため、やさしさ住宅補助制度として既存住宅のバリアフリー化に要する費用の一部を補助するもので、令和5年度は51件の補助を見込んでおります。

3、建築物安全推進事業であります。この事業は、不特定多数の方が利用する民間建築物に対し、アスベストの分析調査や除去等に要する費用の一部を補助するもので、令和5年度は分析調査3件、除去1件を見込んでおります。

4、建築物耐震改修促進事業は、建築物の耐震化の促進のため、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅に対して、耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助するもので、令和5年度は耐震診断1件、耐震改修1件を見込んでおります。

次に、242ページ、5、住宅改修促進事業であります。この事業は、長く快適に進み続けられる住まいづくりの促進のため、住宅の省エネルギー化や長寿命化に要する費用の一部を補助するもので、令和5年度は415件の補助件数を見込んでおり、予算額は4千665万2千円であります。

6、空家等総合対策事業については、不良空き家住宅の除却に要する費用の一部を補助するほか、危険な空き家等に対する緊急安全措置や所有者不在の空き家についての相続財産管理人選任の申立てのほか、行政代執行による空き家等の解体除却を行うもので、令和5年度は、不良空き家住宅等除却費補助、補助金交付4件、緊急安全措置1件を予定しております。

7、住宅雪対策事業は、融雪施設の設置や無落雪屋根への改修等の雪対策に要する費用の一部を補助するもので、令和5年度は500件の補助を見込んでおり、予算額は5千201万4千円であります。

8、屋外広告物対策事業は、屋外広告物の設置許可や屋外広告業の登録のほか、適正に管理されていない広告物の調査等を行うもので、令和4年度は、許可申請取扱い件数は462件、屋外広告業の登録申請件数が103件でありました。

次に、243ページ、9、地域材活用住宅建設促進事業であります。この事業は令和5年度から始めた新たな補助制度であり、地域材を使用した高性能住宅の建築に対し、最大80万円を補助するもので、令和5年度は40件分、2千216万7千円の予算を確保し、補助金の申請を受け付けているところでございます。

続いて、25、公営住宅、1の公営住宅の現況であります。本市の市営住宅の管理戸数は4千870戸で、令和4年度は、新町団地、千代ヶ岡団地、春光台団地の解体により、前年度から15戸の減となっております。市営住宅の応募状況は、年に4回実施している定期募集の応募倍率がおおよそ3倍から6倍と、募集の都度、差が生じておりますが、これは単身で入居できる住宅の募集戸数

や、比較的新しい団地の募集の有無等が変動の要因となっているものと考えております。

244ページ、2、市営住宅整備事業であります。この事業は、市営住宅の建て替え等を行うもので、令和5年度は、令和3年度に着工した第2豊岡団地2号棟B工区が完成する予定であります。

以上、建築部所管の主な事業概要であります。

○太田土木部長 土木部が所管いたします主な事業の概要につきまして、市政のあらまし（行政編）に基づきまして、御説明申し上げます。

行政編の245ページを御覧ください。245ページから257ページにかけて、土木部所管の事業が掲載されておりますが、内容が多岐にわたりますことから、施設の現況や整備関連を中心に一部を抜粋して説明させていただきます。

初めに、26、公園緑化についてでございます。1、公園の現況についてでございますが、本市には、街区、近隣、地区、総合公園など、全部で438か所の公園があり、その面積は809万2千150平方メートルとなっております。

次に、2、都市公園等の整備につきましては、街区公園をはじめ、市民要望の強い老朽化した公園施設の改築、更新など、旭川市公園施設長寿命化計画に基づいて進めているものでございまして、令和5年度は忠和公園ほか、計35か所の公園施設の改築、更新、撤去などを実施する予定でございます。

次に、3、河川緑地の整備につきましては、河川敷にあるグラウンドやパークゴルフ場などの整備を行うものでございます。

次に、246ページの4、運動公園整備事業につきましては、スポーツの拠点のみならず、広域防災拠点機能を有する東光スポーツ公園の整備を行うもので、令和5年度は中央広場整備やウッドチップコースの造成を予定しているところでございます。

次に、5、緑化推進事業につきましては、美しい町並みの形成と緑化意識の高揚を図るため、シンボル花壇などの整備のほか、花フェスタの開催や市民参加による道路などの花壇づくりに関する支援を行ってございます。

次に、少し飛びますが、248ページを御覧ください。10、花咲スポーツ公園改修事業につきましては、市民のスポーツ活動の場の充実を図るため、花咲スポーツ公園の改修を行うもので、令和5年度は陸上競技場改修や再整備基本計画策定業務などを予定しているところでございます。

次に、また少し飛びますが、250ページを御覧ください。28、道路橋りょう整備についてでございます。まず、1、道路橋りょうの現況についてでございますが、令和5年4月1日現在の市道延長は2千144.6キロ、そのうち舗装道は1千855.3キロメートルで、舗装率は86.5%となっております。また、市道に架かる橋梁につきましては、全部で598橋、総延長は12.3キロとなっております。

次に、2、道路舗装・橋りょうの整備につきましては、快適な市民生活と効率的な産業活動のため、道路橋梁の整備を促進するもので、生活道路の改良や橋梁の長寿命化などを行うため、令和5年度の整備事業費として、40億4千70万5千円を計上しているところでございます。

次に、3、都市計画道路整備についてでございますが、都市計画道路は、活力ある都市形成、防災上の役割など多面的な機能を有する都市の基盤的施設でございまして、市内における総延長は248.3キロとなっております。そのうち、市道延長は116.25キロメートルで、改良済み

延長は97.01キロメートル、改良率は83.45%、また、本舗装済み延長は75.78キロメートル、舗装率は65.19%となっております。令和5年度は整備事業費といたしまして、9千200万円を計上しており、新たに永山東光線の整備に事業着手してまいります。

次に、251ページの4、除雪についてでございます。まず、(1)除排雪等の基準等につきましては、251ページから252ページにかけて記載してございますが、路線種別ごとに出動基準や管理基準等を定めてございます。急な気象状況の変化への対応や効率的で、効果的な除排雪を実施するため、新たな路面管理手法の試行と検証を進めているところでございます。

次に、253ページの(3)除排雪作業体制につきましては、地区住民、除雪企業、市の3者が連携した地域総合除雪体制を構築し、業務委託により実施してございますが、安定した除排雪体制の確保に向け、除排雪業務の地区の統合など、業務体制の見直しを進め、9地区の業務形態を4つの地区に統合し、これまでの除雪センターを主センターと支所センターに分けるほか、深夜帯の要望窓口を1か所に集約するなど、運営体制の見直しを進めてございます。今後もG N S Sを活用した除雪車両運行管理システムによる効率的な除排雪作業や書類作成の自動化のほか、除雪作業の見える化など、ホームページやSNSなどによる情報発信の充実なども進めながら、人的リソースの有効活用と合理的なセンター運営に向けた検討を行ってまいります。

次に、254ページ、5、雪対策事業につきましては、市民生活に優しい快適な冬の都市環境づくりを推進するため、旭川市雪対策審議会を設置し、現在、(仮称)旭川市雪対策基本条例の制定に向け作業を進めているほか、担い手不足の解消に向け、除雪機械等運転免許取得支援事業などを実施してございまして、これまでの大型特殊自動車や大型自動車の運転免許取得費用に加え、令和5年度からは、除雪作業に必要な運転技能講習に関わる費用も補助の対象とするなど、制度の拡充を図っているところでございます。

次に、8、人や街にやさしいあかり環境推進事業につきましては、町内会などが設置する街路灯に関わる費用負担の軽減を図るため、設置工事費用や電気料金について補助金を交付するものであり、令和5年度は1千600灯の街路灯設置補助と、990団体への街路灯維持補助を予定しているところでございます。

次に、10、地籍調査事業につきましては、土地取引の円滑化や土地活用の促進、災害復旧の迅速化などが可能となるよう、地籍を明確化するための測量調査等を実施するものであり、令和5年度は、永山、流通団地、忠和地区の一部において実施を予定してございます。

次に、256ページの11、地域歩行空間等整備事業につきましては、災害発生時等における高齢者、障害者の移動性向上を図るため、路面の段差解消などにより、安全に通行できる歩行空間を確保し、避難経路の整備を進めるものであり、令和5年度は延長0.56キロメートルの整備や実施設計を予定してございます。

最後に、29、河川整備についてでございます。まず、1、河川の現況についてでございますが、現在、本市には、国、道、市が管理する河川が162本あり、その総延長は613キロメートルに及んでございます。そのうち、本市が管理する河川につきましては、準用河川で3本、4.1キロ、普通河川で114本、326.1キロメートルとなっております。

次に、3、河川整備事業につきましては、浸水被害の防止や生活環境の向上のため、本市が管理する河川及び排水路などの整備を行うもので、令和5年度は、横山川ほか17本の河川で事業を予

定しているところでございます。

土木所管についての説明は、以上でございます。

○沖本上下水道部長 市政のあらましに基づき、水道局が所管する事項の御説明をいたします。

まずは、水道事業でございます。市政のあらまし（行政編）258ページを御覧ください。本市の水道事業につきましては、大正2年に創設された軍用水道が始まりであり、終戦後の昭和23年に旭川市に移管されてから、75年ほどが経過しているところでございます。これまで、5期にわたる拡張事業を経て、現在の計画では、給水人口37万8千人、1日最大給水量17万3千700立方メートルとなっております。

次に、259ページを御覧ください。1、現況の（1）給水人口、普及率等の推移についてでございます。令和4年度末の普及状況につきましては、給水人口30万8千586人、普及率は96.1%となっております。また、表の下から3行目にありますとおり、配水管延長は2千231.058キロメートルとなっております。

次に、（2）令和5年度事業計画についてでございます。主な事業といたしましては、老朽化した配水管等の更新を進めており、②事業概要の表の左下にありますとおり、配水本管布設替工事、事業費27億1千400万8千円、延長22.3キロメートルの更新などを予定しております。

次に、261ページを御覧ください。3、水道料金についてでございますが、令和4年7月に料金を改定しており、料金体系につきましては、基本水量制を廃止し、口径別と用途別併用となっております。料金は、水道メーターの口径に応じた基本料金と使用水量に応じた従量料金から成っております。なお、261ページ、表の下、262ページ及び263ページに記載しておりますが、福祉的な配慮といたしまして、料金の負担軽減を図るため、減免制度を設けております。この減免制度につきましては、現在見直しの作業を行っているところであります。

続きまして、下水道事業について御説明いたします。264ページを御覧ください。本市の下水道事業につきましては、明治34年街路に沿った防火用水路兼用の木造開渠の建設に始まり、昭和33年に、下水道築造第1期工事認可を受けてから、65年ほどが経過しているところでございます。昭和56年から現在の下水処理センターの設置により、周辺5町を含めた広域的な処理を開始し、1、現況、（1）下水道普及状況にありますとおり、令和4年度末におきましては、処理区域面積が8千68ヘクタール、処理区域人口が31万3千805人で、普及率は97.3%となっております。また、（2）下水道事業進捗状況の最下段にありますとおり、管渠延長は1千927キロメートルとなっております。

次に、（3）令和5年度事業計画についてでございます。主な事業といたしましては、②事業概要にございますとおり、下水管布設工事、事業費11億4千466万4千円などを予定しております。

次に、265ページを御覧ください。2、公共下水道事業計画についてでございます。本市の下水道事業は、昭和33年策定の下水道事業全体計画に沿って事業を進め、その後、数回の計画変更を重ね、現在の事業計画では8千127.8ヘクタールを処理区域としております。

次に、266ページを御覧ください。3、下水道使用料についてでございますが、令和4年7月に改定しており、使用料の体系につきましては、基本水量制を廃止し、用途別の料金体系となっております。使用料は、定額の基本使用料と汚水排出量に応じた従量使用料から成っております。な

お、水道料金と同様に、福祉的な配慮といたしまして、266ページ、表の下及び267ページの表のとおり、減免制度を設けております。この減免制度につきましては、現在見直しの作業を行っているところでございます。

次に、269ページから270ページを御覧ください。32、簡易水道事業についてでございます。本市では、郊外部の西神居地区で平成8年から、また、江丹別地区で平成17年から、それぞれ簡易水道事業を実施しております。

最後に、33、農業集落排水事業についてでございます。本市では、西神楽の千代ヶ丘地区で、平成13年から農業集落排水事業を実施しております。

以上、水道局の所管に関わる事項でございます。よろしく願いいたします。

○小浜農業委員会事務局次長 農業委員会事務局でございます。

本来であれば、事務局長が説明させていただくところでございますが、本日不在のため、代わって説明をさせていただきます。

農業委員会は、市町村に設置される独立した合議体の行政機関であります。事務局の本年4月1日現在の職員数は、12名となっております。

それでは、農業委員会が所管する業務の概要について、御説明いたします。市政のあらまし（行政編）の271ページ、34、農業委員会を御覧ください。農業委員会では、農地法等関係法令に基づいた農地移動適正化あっせん事業などの許認可事務をはじめ、農地等の利用の最適化の推進、法人化その他の農業経営の合理化、農地利用の最適化に関する施策について、改善意見の提出や、農業者年金の窓口業務などを実施しております。

初めに、1、委員会構成でございます。現在、農業委員は、定数の37人が在任しておりますが、現農業委員の任期は、今年29日までとなっております。以降は、本年、第2回定例市議会において同意いただきました、27人の農業委員が新たに活動します。37人から27人へ、10人の委員定数の減少につきましては、市内農業者数が減少したことに伴うもので、政令に定められた委員定数の基準にのっとり、令和4年第4回定例会で、委員定数条例改正の議決をいただいたことによるものです。

次に、下段、2、農地業務でございます。（1）農地移動適正化あっせん事業は、農業委員会等に関する法律及び農業振興地域の整備に関する法律に基づき、主に農地の所有権移転により、農業経営の規模拡大などを図るものであります。（2）利用権設定等促進事業は、農業経営基盤強化促進法に基づき、主に農地の賃貸借契約締結により、農地の利用集積を図るものであります。その下段、（3）農地転用の推移は、農地を農業以外の目的で使用するための転用実績について、272ページに移りまして、上段、（4）農地事務処理状況は、農地法第3条、第4条、第5条、第18条の規定に基づく各種許可及び届出、並びに行政サービスとして発行している現地目証明について、それぞれの実績を表中にお示ししております。（5）農地利用状況調査は、農地の適正管理の確認と遊休農地及び荒廃農地の早期発見を目的として、毎年度、全農業委員により実施しているものであります。

次に、同じページの3、農業者年金業務でございます。これは、主に農業者の老後の生活の安定と福祉向上のほか、後継者、または第三者への農地の権利移譲による経営の若返りや規模拡大の促進、年金受給前に亡くなられた方の遺族に対する保障をするため、農業者老齢年金、経営移譲年金、

死亡一時金などの支給手続といった農業者年金業務を農業者年金基金から委託を受けて行っております。

次に、273ページに移りまして、上段、4、農業後継者施策でございます。新規就農希望者や後継者育成への対応として、農業委員による営農方法の指導や助言のほか、農地の生前一括贈与を促進するための納税猶予証明などを発行しております。

最後に、5、農業情報の提供活動でございます。農地行政の動向をはじめ、事務局に寄せられる農地に関する相談事例などをまとめた農業委員会だよりを農業委員が編集、発行することにより、農業者及び関連機関の皆様へ、農業委員会への理解を深めていただく活動を行っております。

農業委員会の所管業務の概要については、以上でございます。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言はございますでしょうか。
（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、業務概要の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて構いません。

次に、2、奔別（ぼんべつ）橋破損による市道の通行止めについて、理事者から御報告願います。

○太田土木部長 奔別（ぼんべつ）橋破損による市道の通行止めについて、御報告申し上げます。
資料を御覧ください。

奔別橋は江丹別町西里、普通河川、ポンベツ川に架かる、橋長15.2メートル、幅員4.3メートルの鋼製の桁、木製床版の橋梁であり、6月20日午後2時頃に道路維持事業者が草刈り作業のため作業車両で通行したところ、木製床版の一部が抜け落ち、縦1.7メートル、横1.0メートル程度の穴が空いた状態となったものでございます。幸いけが人や車両破損等の被害はございませんでしたが、事業者からの通報により現地を確認したところ、応急処置による修繕では安全確保が困難と判断し、直ちにバリケードを設置し、当該橋梁から南側の約1.1キロメートル区間を通行止めとしているところでございます。現在のところ、通行止めの期間は未定でございますが、当該橋梁を利用されている方をはじめ、市民委員会、町内会など、地域の方々には当面の間、通行止めとすることを説明し、御理解をいただいているところでございます。

市内の橋梁につきましては、5年ごとに法定点検を実施し、その安全性を確認してございます。当該橋梁につきましては、昭和63年に現在の橋に架け替え、平成22年度に木製床版の全面張り替えを実施しており、平成30年度に実施した点検では、鋼製桁の腐食や支承のボルトの緩みなどが確認されていたものの、直ちに修繕が必要となる異常は見られず、今年度も法定点検を実施する予定となってございましたが、この間に木製床版の劣化が著しく進行し、外的要因とも重なり破損に至ったものと推測しているところでございます。なお、今回の事故の発生を受け、同様の木製床版の橋梁については緊急点検を行いました。特に安全性に問題のある橋梁はございませんでした。当該橋梁の利用状況といたしましては、接続している市道、西里3号線は行き止まりとなっております。当該橋梁の道路沿線に農地がございまして、家屋等居住されている方はなく、通いで営農されていることから、通過交通もごく限られている状況にございまして、営農されている方々に確認したところ、今年度の作業は終了しており、当面の間、通行止めとしても特に支障はないということでした。

今後の対応といたしましては、当該橋梁の早期供用再開に向けまして、地域住民の皆様や利用者

の方々と情報を共有しながら、予算措置や修繕方法、工事施工時期などについて検討を進めてまいります。奔別橋の破損に係る御報告は、以上となります。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(3)水道料金・下水道使用料の減免制度についてであります。この件につきましては、石川厚子委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○石川厚子委員 水道料金・下水道使用料の減免制度について、何点かお尋ねします。

まず初めに、現在行われている、この水道料金、下水道使用料の減免制度の概要についてお示しいただきたいと思います。

○稲場上下水道部料金課長 この減免制度は、昭和40年代から昭和50年代の水道、下水道の拡張整備普及時期におきまして、急激かつ度重なる料金改定を実施していた際に、その負担の緩和を図る目的から市の福祉施策として導入したのが始まりで、現在、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、独居高齢者世帯、障害者のみの世帯、社会福祉施設、公衆浴場の7区分を対象としてございます。

それぞれの減免の内容についてでございますが、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯は、水道料金、下水道使用料ともに、料金の約50%、独居高齢者世帯は、水道料金、下水道使用料の基本料金の約37%、社会福祉施設、公衆浴場に対しましては、それぞれの使用量に応じた単価を設定する内容での減免を行っております。

なお、その財源といたしましては、原則として一般会計からの繰入金で賄っているものでございます。

○石川厚子委員 そこで、減免制度を廃止する方針だというふうに報道されているわけなんですけれども、いつそんなことが決まったのか、お示しいただきたいと思います。

○稲場上下水道部料金課長 水道料金、下水道使用料に係る減免制度につきましては、庁内検討会議や上下水道事業審議会での議論、パブリックコメントや関係団体との意見交換などの結果に加え、市の厳しい財政状況や受益と負担の公平性などの観点からも見直しが必要であるものと考えております。

生活保護世帯、独居高齢者世帯について、当初は、令和4年の料金改定と同時の廃止を予定してございましたが、コロナ禍や物価高騰などの社会情勢を踏まえた市長からの指示や議会での議論などを経て、その廃止時期を先送りし、令和5年度現在、従来の減免制度を継続しているところでございます。

なお、令和5年6月には、改めて市長への報告を行い、生活保護世帯、独居高齢者世帯は令和6年4月、特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯は令和6年9月での廃止という方針で進めていくことが妥当であることを確認したところでございます。

○石川厚子委員 今、廃止という方針で進めていくことが妥当であると確認したというふうにおっしゃられましたね。ということは、廃止を決定したことではないと、そのように理解してよろしい

ですか。

○稲場上下水道部料金課長 決定したということではなく、今後、様々な議論をいただいた中で、最終的な結論ということになるかと思えます。

○石川厚子委員 分かりました。そこで、6月28日に審議会が開かれたと思うのですが、この審議会では、どのような意見が出されたのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 令和5年6月28日に開催された旭川市上下水道事業審議会では、報告事項として、生活保護受給世帯、独居高齢者世帯の減免に対し、令和3年10月13日に同審議会から、減免の廃止は妥当であるとの答申を受けていることから、答申後から現在までの状況を説明し、生活保護世帯、独居高齢者世帯ともに、令和6年4月から減免制度を廃止いたしますが、激変緩和として、生活保護世帯は令和6年から3年かけ、独居高齢者世帯は令和6年から2年かけて、段階的に廃止を行う旨の説明をいたしました。

また、特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯につきましては、関係部局と減免制度の在り方を継続して検討することは妥当であるとの答申をいただいております。答申後の関係部局との協議内容や経過等として、福祉保険部より、同部が所管する福祉タクシー利用料金等助成事業の拡充を代替施策とする提案を受け、令和6年9月から減免制度を廃止とする方向である旨の説明をいたしました。

なお、それぞれの減免制度廃止に関しては特に意見はなく、全体に対し、廃止の時期が延期になる可能性はあるのか。延期になったとしても、水道事業会計には影響しないということかなどの質問があったものでございます。

○石川厚子委員 生活保護世帯と独居高齢者世帯につきましては、2021年度にパブリックコメントを実施したと思うのですが、そのパブリックコメントではどのような意見が寄せられましたか。

○稲場上下水道部料金課長 令和3年6月25日から7月30日の間に実施したものでございますが、個人137、団体7、匿名2の計146の提出者から157件の意見提出があり、主な意見としましては、減免制度の見直しに賛成するものが4件、減免制度の見直しに反対するものが、コロナ禍を理由とするものを含め125件で、減免廃止後の生活への影響を懸念するものが最も多く、コロナ禍で大変なときに見直す必要があるのかなどの御意見もいただいたところでございます。

○石川厚子委員 この意見、157件中125件が減免制度の見直しに反対だということで、大変多数だというふうに思うわけなんですけれども、この結果をどのように受け止めますか。

○稲場上下水道部料金課長 市の厳しい財政状況や、受益と負担の公平さなどの観点から、庁内検討会議や上下水道事業審議会での議論、関係団体との意見交換などを進めてきた結果、現時点で減免制度の見直しは必要なものと考えているところでございます。しかしながら、パブリックコメントに寄せられた多くの反対意見を踏まえ、市民生活に十分配慮していく必要があるものと受け止めており、廃止の時期や廃止とする際の激変緩和措置の実施について、慎重に検討を進めてきたものでございます。

○石川厚子委員 次に、特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみ世帯、この減免制度の廃止については、パブリックコメントは実施したのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 特別児童扶養手当受給世帯及び障害者のみの世帯の減免制度廃止に係るパブリックコメントについては、令和5年9月に実施を予定しているところでございます。

○石川厚子委員 特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯については、これからパブリックコメントを実施するということですね。これから実施して来年度から廃止するというのは、大変乱暴ではないかというふうに思うわけなんです。パブリックコメントをアライバイづくりのために利用するというような印象を受けるのですが、いかがでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 来年度からの廃止という考えにつきましては、代替施策として検討しております福祉保険部の事業の開始時期に合わせたものでございます。減免制度の廃止に当たりましては、パブリックコメントの実施のほか、関係団体との意見交換や庁内での検討会議、上下水道審議会などで広く御意見を伺い、また、議会での議論をいただいた上で慎重に判断してまいります。

○石川厚子委員 そこでそもそもなんですけれども、なぜ減免制度の廃止を実施しようとするのでしょうか。生活保護世帯、独居高齢者世帯、特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯について、それぞれ根拠をお示しいただきたいと思います。

○稲場上下水道部料金課長 生活保護世帯につきましては、生活保護費の中に光熱水費が含まれて支給されており、減免制度との重複が課題となっていること、また、独居高齢者世帯につきましては、令和4年7月の料金改定により、基本水量制を廃止し、制度導入時の理由が解消されたことから、それぞれ廃止としているものでございます。

特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯の減免制度につきましては、総合政策部や福祉保険部との協議により、福祉タクシー利用料金と助成事業の拡充を代替施策とするという提案をいただいておりますことから、廃止の方向で検討しているものでございます。

○石川厚子委員 生活保護世帯についてなんですけれども、保護費に光熱水費が含まれているというのは、今に始まったわけじゃないんですね。制度導入当初から変わらないと思うのですが、なぜ今の時点で廃止なのでしょう。

○稲場上下水道部料金課長 委員の御指摘のとおり、制度導入当初から保護費に光熱水費が含まれていたものと認識しているところでございますが、生活保護世帯に対する減免制度については、水道、下水道の拡張整備普及時期に、急激かつ度重なる料金改定を実施しており、その負担軽減を図る目的から、水道料金に対しては昭和44年、下水道使用料につきましては昭和52年に導入したものでございます。その後、上下水道ともに普及が図られ、維持管理の時代に移り、制度としてはより福祉的な性格が強くなり、平成20年度の見直しを経て、今日に至っているものでございます。このように、減免制度の導入から相当の期間が経過していることなどから、現在の社会情勢の変化、市の厳しい財政状況や受益と負担の公平性などを踏まえた見直しが必要なものと認識しているところでございます。

○石川厚子委員 制度導入から相当の期間が経過しているということですが、先ほど述べましたように、保護費に光熱水費が含まれているのは、昔も今も変わらないんですよ。なぜ、今の時点で廃止なのでしょう。

○沖本上下水道部長 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、減免制度を始めたというのは上下水道をどんどんどんどん市内に整備していったときに、どうしても整備するとその料金をどんどん上げていかなきゃならないっていうことがあるんですよ。それをやってたっていうことがあります。そのときに、その方たちに、それに対応した激変緩和、何とかそういう減免をしていかなきゃならないんじゃないかということで、この制度が始まったということでございます。

ただ、それから大分たって、平成20年にも減免制度を見直そうという動きもありましたけど、やはり重複してるっていうのはずっと課題だったということがあって、これまでずっと検討を進めてきました。光熱水費が重複しているということが課題であるということについては、ずっと考えとして変わっておりませんので、廃止の提案をさせていただいているというところでございます。

○石川厚子委員 では、次の質問に移りますけれども、独居高齢者世帯についてです。

以前、本会議でも私、質問したんですけれども、現在亡くなっているんですけれども、私の母が元気な頃、ひとり暮らしをしていたんですけれども、毎日のようにスポーツジムに通っていたんですよね。そこで汗をかけた後、入浴して帰ってきたので、当時の自宅マンションで入浴するってことは全くなかったんですよ。それでも2か月に9立米、1か月にすると4.5立米の水道料金かかったわけなんです。それが、値上げの対象になりました。昨年7月からの料金改定によって、独居高齢者世帯において、水道料金が下がった世帯というのは、どの程度いるものなのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 昨年の料金改定により、独居高齢者世帯の減免対象となっている場合、2か月の使用水量が5立方メートル以下であれば、改定前より上下水道料金が下がることとなりますが、令和4年9月の調定分で御説明いたしますと、改定後の上下水道料金で、2か月分として調定されている件数が約4千900件、そのうち、使用水量が5立方メートル以下の件数は約380件となっているところでございます。

○石川厚子委員 4千900件中380件ということは、8%にも満たないということですよ。残りの92%以上は値上げしたということになりますね。以前あった減免の説明会に私も行かせていただきましたけれども、そのときに、8立米までは同じ基本料金なので、それだと不公平なので見直しますよっていう、こういう説明があったと思うんです。そのときは使用水量の少ない世帯は、値下がりするものだとばかり思っておりました。実際は、92%を超える世帯が値上がりしたということなんですけれども、これはどういったことなのでしょう。

○沖本上下水道部長 今回のこの改定は、基本的に30年間水道料金を変えずに旭川の水道をやってきたんですけれども、もうさすがにちょっと、その料金を上げないと難しいということで、平均で14.9%、水道料金を値上げをさせていただいたということでございます。そのときに、今お話のあった独居高齢者の方には、その制度の中で、実は8立米までは同一料金をいただいていた。ただ、独居高齢者の方っていうのは、少なく使う人もいらっしゃるって、そういう方たちにやっぱり配慮するというので、実はこの減免制度は導入されました。それで、本当に少なく使っている方には減免制度があることで、今までの制度の効果はあったんですけれども、料金改定で使った分だけお金を払っていただくというふうに仕組みを変えましたので、そうすると8立米の減免制度をしていた根拠がなくなったということで、料金改定に伴って、独居高齢者に対する減免制度は廃止をしていくべきではないかというふうに考えているところでございます。

○石川厚子委員 今回の部長の説明もちょっと分かりづかったんですけれども、私はその説明会行ったときに、今言いましたように、1か月8立米までは同じ基本料金なので、それだと不公平なので見直しますよっていう、そういう説明だったと思うんです。普通、そういうふうに言われたら、半分ぐらいは上がるけど、半分ぐらいは下がるんじゃないかなっていうような受け止めをするのではないかなと思うんですよ。ましてやこれが減免制度廃止の理由になっているわけなんですからね。そういった誤解を招く説明はすべきでなかったのではないかなということ、ここは指摘させていた

だきます。

次に移りますけれども、社会福祉施設、公衆浴場については、見直す考えはないのでしょうか、また、その理由についてもお示しいただきたいと思います。

○稲場上下水道部料金課長 社会福祉施設につきましては、少子高齢化や人口減少社会下における福祉サービスが多様化し、社会的役割がますます重要になっているとの認識があり、また、施設の種別や利用形態、費用負担の方法なども多様でありますことから、今後も継続して、関係者との協議を行うなど、制度内容の検証を進めてまいります。公衆浴場につきましては、住民の利用機会を確保するため、物価統制令によって、入浴料金の上限額が定められていることから、減免制度を維持する考えでございます。

○石川厚子委員 平成27年、2015年の行政評価では、「なお、減免制度の見直しをすることとなった場合には、その見直しによる代替施策案について関係部局と十分な協議・調整をすること」とあります。生活保護世帯、独居高齢者世帯について、こういった代替案というのはあるのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 生活保護世帯につきましては、生活保護費に光熱水費が含まれており、水道料金、下水道使用料の減免との重複が課題となっていたこと、独居高齢者世帯につきましては、料金の改定により基本水量制を廃止したことで、制度導入時の根拠がなくなったことから、この2件の減免制度の見直しに当たりましては、廃止の理由が明確であるため、代替措置を必要としないこととしてございます。

○石川厚子委員 今、代替措置を必要としないっていうふうにはっきりおっしゃられたんですけども、関係部局と十分協議、調整することっていう行政評価ではあるんですけども、関係部局と十分に協議、調整したということは言い切れるのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 庁内で、減免制度の在り方検討会議というものを立ち上げまして、その中で、今まで様々な議論を行い、先ほど申し上げましたように、生活保護世帯、独居高齢者世帯については、代替措置は必要としないと、そのような結論に至っているものでございます。

○石川厚子委員 昨年の第4回定例会なんですけれども、与党の議員の質問に対して、市長は、物価高騰に直面していることから、減免制度の廃止時期については、より慎重に判断する、このように答弁しているわけなんですよね。昨年の12月から半年余しかたっていないのに、減免廃止を持ち出す。このことは、舌の根の乾かぬうちというふうに言うのではないかと思います、いかがでしょう。

○稲場上下水道部料金課長 生活保護世帯、独居高齢者世帯の減免制度につきましては、令和4年の水道料金改定と同時に廃止をする予定でございましたが、コロナ禍ですとか、物価高騰などによる市民生活に配慮し、また、議会での議論や上下水道審議会での答申、市長の指示などを受け、約2年にわたり制度を維持している状況でございます。

しかしながら、負担の公平性などから、減免制度の見直しが必要であるという考え方に変わりはなく、生活保護世帯については3年をかけ、独居高齢者世帯については2年をかけて、それぞれ激変緩和を行いながら、減免制度の廃止を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○石川厚子委員 生活保護世帯の水道料金の減免制度については、昭和44年、1969年から実施しています。かつて、平成20年に減免を廃止しようとした経過がありました。しかし、生活保

護基準の各種加算の見直しによる影響を考慮して、当時、4割引だったのが、5割引というふうに、逆に制度を拡充してきた、そういう経過もあるんですよね。生活保護世帯の生活が苦しいのは、今も変わらないと思います。独居高齢者につきましても、夫が亡くなった後、ひとり暮らしとなった女性から、年金だけでは生活が苦しいという話をよく聞きます。減免制度を継続すべきではないかと考えますが、いかがでしょう。

○沖本上下水道部長 減免制度を継続すべきではないかというお話でございます。平成20年当時、確かに光熱水費が含まれているということで、減免制度を廃止する提案をさせていただいたという経過があります。当時、下水道の使用料というのは100%減免していたという状況があって、それをいきなりゼロにするのは難しいというような判断があり、水道料金、下水道使用料とも、そのときは減免率を50%にしたという経過があるというふうに認識しています。また、独居高齢者世帯の減免制度につきましても、当時の料金体系では、8立方メートルまで定額制になっていて、少量しか使わないひとり暮らしの方には負担が大きいということに配慮して、制度が導入されたものでございます。昨年7月の水道料金の改定に伴って、基本水量制を廃止することで、そういった定額の部分というのがなくなってきましたので、導入の根拠がなくなったということから、制度を廃止しようとするものでございます。生活保護世帯、独居高齢者世帯の減免制度の見直しにつきましては、市の厳しい財政状況を反映した行政評価や行財政改革推進プログラム2020における指示があり、水道局としてもパブリックコメントを行い、また、関係部局間での協議を重ね、上下水道審議会での答申を受けながら、廃止の方針を決めたものでございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、廃止の時期に関しましては、コロナ禍や物価高騰による市民生活に配慮し、議会での議論や市長の指示を受け、料金改定から、約2年間にわたり制度の維持を行うなど、慎重に対応してまいりましたし、来年4月の減免制度の廃止に際しましては、生活保護世帯は3年かけて、独居高齢者世帯は2年かけて、それぞれ激変緩和を行いながら実施をしようとするものでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○石川厚子委員 今、部長のほうからいろいろ言い訳されましたけれども、水ってというのは、命の根幹に関わるものだと思うんですよね。先日、生活保護世帯の方のところを訪問いたしましたら、水道料金が倍になったら、暮らしていけない、もう生きていけないんだというふうに訴えられました。この減免制度は廃止すべきでないということを改めて申し述べまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○菅原委員長 この件につきまして、他に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 ないようでありますので、次に、4、所管施設等の視察についてであります。

この後、委員会を休憩して、別紙行程のとおり所管施設等の視察を行います。

なお、議長に対する委員派遣承認要求の手続については、委員長に一任していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 そのように扱わせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

(再開されず散会 午後5時45分)